

知事許可漁業に係る制限措置の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置の内容を別紙のとおり定めた。

令和6年2月22日

鹿児島県知事 塩田康一



1 固定式刺し網(雑魚建網)漁業

番号	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
1	雑魚建網漁業	操業区域(別表1の操業区域をいう。以下同じ)の1	1月1日から12月31日まで	総トン数20トン未満	定めなし	6隻	定めなし
2	雑魚建網漁業	操業区域の2	1月1日から12月31日まで	総トン数20トン未満	定めなし	3隻	定めなし
3	雑魚建網漁業	操業区域の3	1月1日から12月31日まで	総トン数20トン未満	定めなし	4隻	定めなし
4	雑魚建網漁業	操業区域の4	1月1日から12月31日まで	総トン数20トン未満	定めなし	10隻	定めなし
5	雑魚建網漁業	操業区域の5	1月1日から12月31日まで	総トン数20トン未満	定めなし	3隻	定めなし
6	雑魚建網漁業	操業区域の6	10月1日から翌7月31日まで	総トン数20トン未満	定めなし	2隻	定めなし
7	雑魚建網漁業	操業区域の7	1月1日から12月31日まで	総トン数20トン未満	定めなし	1隻	定めなし
8	雑魚建網漁業	操業区域の8	1月1日から12月31日まで	総トン数20トン未満	定めなし	12隻	定めなし
9	雑魚建網漁業	操業区域の9	1月1日から12月31日まで	総トン数20トン未満	定めなし	3隻	定めなし
10	雑魚建網漁業	操業区域の10	1月1日から12月31日まで	総トン数20トン未満	定めなし	10隻	定めなし
11	雑魚建網漁業	操業区域の11	1月1日から12月31日まで	総トン数20トン未満	定めなし	27隻	定めなし
12	雑魚建網漁業	操業区域の12	1月1日から12月31日まで	総トン数20トン未満	定めなし	1隻	定めなし
13	雑魚建網漁業	操業区域の13	12月1日から翌4月30日まで	総トン数20トン未満	定めなし	2隻	定めなし
14	雑魚建網漁業	操業区域の14	1月1日から12月31日まで	総トン数20トン未満	定めなし	2隻	定めなし
15	雑魚建網漁業	操業区域の15	1月1日から12月31日まで	総トン数20トン未満	定めなし	1隻	定めなし
16	雑魚建網漁業	操業区域の16	1月1日から12月31日まで	総トン数20トン未満	定めなし	1隻	定めなし
17	雑魚建網漁業	操業区域の17	1月1日から12月31日まで	総トン数20トン未満	定めなし	29隻	定めなし

許可の有効期間 令和6年6月1日～令和9年5月31日

申請すべき期間 令和6年4月1日(月)から同月30日(火)まで

(別表)操業区域

番号	操業区域
1	<p>北緯29度00分14秒（日本測地系北緯29度）線以北の鹿児島県沖合一円。 ただし、次の点を結んだ直線アイ、イウ、ウエ、及びエアによって囲まれた区域を除く。 点ア 西之表市休ノ鼻から真方位（以下同じ）70度10キロメートルの点 点イ 西之表市休ノ鼻から70度32キロメートルの点 点ウ 熊毛郡南種子町竹崎燈台から120度25キロメートルの点 点エ 熊毛郡南種子町竹崎燈台から120度10キロメートルの点</p>
2	<p>北緯29度00分14秒（日本測地系北緯29度）線以北の鹿児島県沖合一円。 ただし、次の点を結んだ直線アイ、イウ、ウエ、及びエアによって囲まれた区域を除く。 点ア 西之表市休ノ鼻から真方位（以下同じ）100度10キロメートルの点 点イ 西之表市休ノ鼻から100度25キロメートルの点 点ウ 熊毛郡南種子町竹崎燈台から100度25キロメートルの点 点エ 熊毛郡南種子町竹崎燈台から100度10キロメートルの点</p>
3	<p>肝属郡南大隅町佐多岬燈台から正西の線以北の鹿児島県海域。 ただし、八代海及び指宿市長崎鼻と南大隅町佐多岬燈台とを結ぶ線で囲まれた鹿児島湾内を除く。</p>
4	<p>川内川河口右岸から甕島北端を見通す線以北の鹿児島県海域。</p>
5	<p>阿久根市沖合。</p>
6	<p>川内川河口右岸から甕島北端を見通す線と南さつま市野間岬南端から正西の線にはさまれた海域。</p>
7	<p>南さつま市野間岬といちき串木野市羽島崎とを結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域。</p>
8	<p>南さつま市坊ノ岬から正南の線と肝属郡南大隅町佐多岬から種子島北端を見通す線にはさまれた海域。 ただし、熊毛海域を除く。</p>
9	<p>指宿市（平成17年12月31日現在における開聞町の区域に限る）、南九州市（平成19年11月30日現在における頰娃町及び知覧町の区域に限る）沖合。</p>
10	<p>指宿市長崎鼻と肝属郡南大隅町立目崎とを結ぶ線以北の鹿児島湾内。</p>
11	<p>肝属郡南大隅町佐多岬から種子島北端を見通す線以北の海域。</p>
12	<p>南さつま市（平成17年11月6日現在における坊津町の区域に限る）沖合</p>
13	<p>甕島周辺海域並びに鷹島、津倉瀬、宇治群島及び草垣島周辺海域。</p>
14	<p>南さつま市野間岬南端から正西の線以北の鹿児島県海域。</p>
15	<p>枕崎市沖合。</p>
16	<p>高山漁業協同組合の共同漁業権内及びその沖合1,000メートル以内の海域。</p>
17	<p>志布志漁業協同組合の共同漁業権の沖合海域。</p>